

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

目的

市内建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上及び既存住宅の継続的な利用と居住の促進を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものです。

申請受付期間

当初受付

◇申請額が予算を超えた場合は抽選になります。

【受付期間】 令和3年4月19日(月)～令和3年4月23日(金) ※23日消印有効

【申請方法】 住宅施設課(4月より都市政策課)へ郵送

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト

長岡市 都市整備部 都市政策課

【予算額】 2,900万円

延長受付

◇当初受付で予算額に達しない場合は、予算の範囲内で先着順で受付けます。

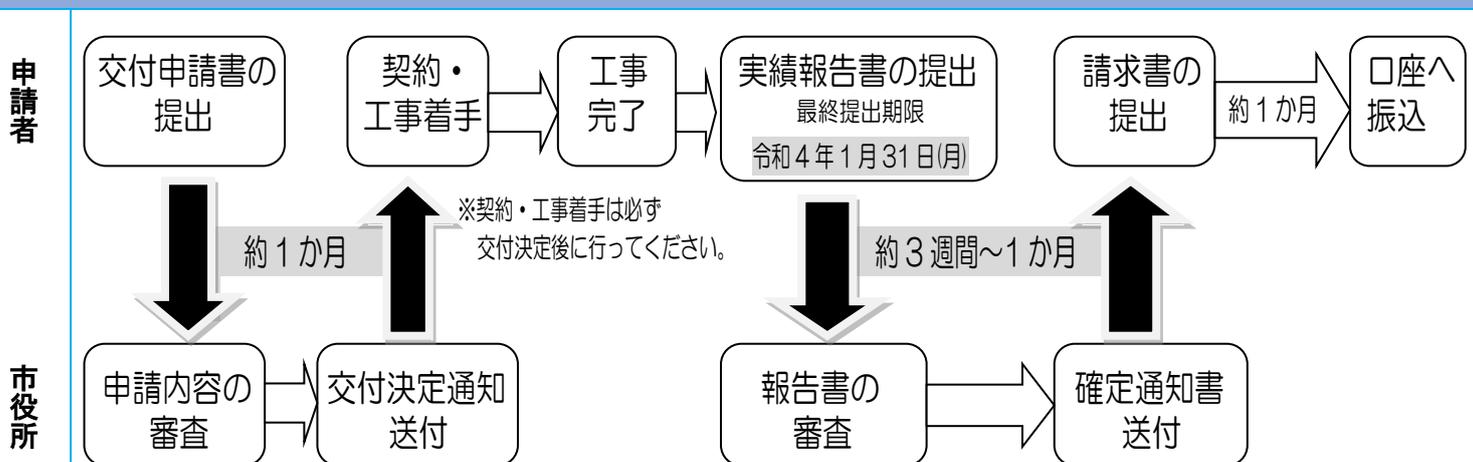
【受付期間】 令和3年11月30日(火)まで

【申請方法】 都市政策課へ郵送(上記宛先へ)

※予算残額はホームページ又は都市政策課へご確認ください。

- ★過去に住宅リフォーム支援事業補助金、空き家活用リフォーム補助金を受けたことがある方及び住宅は対象外
- ★補助金交付決定前に契約・工事着手したものは対象外

手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。

○住居部分を改修したい場合(一般住宅改修)

○併用住宅の店舗部分を改修したい場合(併用住宅の店舗部分改修)

補助の概要

1. 補助対象者(申請者)

- ・市内に住所を有し居住している住宅の所有者
- ・リフォーム後、市内に住所を移し居住する住宅の所有者
- ・住宅の所有者との関係が配偶者又は親子である住宅の居住者(居住予定者)

※上記のいずれかに該当し、市税を滞納していない者

2. 補助対象住宅

- ・建築後10年を超えた住宅
(平成22年12月31日以前に建築されたもの)
- ・専用住宅、併用住宅※1(1/2以上が住居部分となっているもの)、分譲マンションの専有部分であること
- ・併用住宅の店舗部分改修の場合は、補助対象者が事業※2を営んでいる又は営む予定※3の併用住宅であること

3. 施工業者の条件

- ・市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化、新しい生活様式に配慮した4～6ページに記載のある住宅リフォーム工事
- ・補助対象工事費が10万円以上(消費税込)の住宅リフォーム工事

※その他の補助金を利用する部分は対象外

○その他の補助金の主なもの(例)と問合わせ先

その他の補助金	問合わせ先
介護保険・住宅改修	介護保険課
障害者・住宅改修	福祉課
木造住宅耐震改修工事費助成	建築・開発審査課
克雪すまいづくり支援事業	都市政策課

※同じ工事場所で二つ以上の補助金を併用することはできません。

5. 補助率と補助金額

補助対象工事費の $1/5$ 上限 5万円

※1 併用住宅とは住居部分と店舗部分が一体となっている建物(住居部分と店舗部分は同一所有者であることが必要)

※2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第2条第5項に規定する事業は対象外(ただし、第2条第1項については、補助金申請以前から相当期間事業を営んでいる場合を除く)

※3 事業を営む者は補助対象者のほか、配偶者又は二親等以内の親族(同居、別居不問)でもよい

提出書類

「交付申請時」に必要な書類

1. 交付申請書兼同意書
 - 申請者の氏名欄は自署する
 - 裏面「承認事項欄」を確認する
 2. 見積書の写し
 - 代表者名の記載と業者印を押印されたもの
 - 宛名が申請者であるもの
 - 補助対象工事の内容が明細で確認できるもの
 - 住居部分・店舗部分ともに申請する場合はそれぞれの部分を分けて作成したもの
 - 住宅リフォーム支援事業と同時に国、県の補助金や市のその他の補助金を利用する場合は、見積書に各補助金の利用部分を明示
 3. 施工前写真
 - 補助対象とする施工箇所全てが確認できるもの
 - 施工箇所が特定できるように施工部分を含めた周囲が写るよう撮影したもの
 - 屋根工事の場合
 - ・補助対象とする屋根面を屋根上で撮影したもの
 - ・屋根上での撮影が難しい場合は、住宅4面の外観写真（屋根の形状を含めた住宅全体が確認できるもの）を提出し、実績報告時に屋根上で撮影した施工前写真を提出
 - 施工前後で寸法の変わる工事内容（4～6ページの※2）の場合は、メジャーテープ等を用いた計測値が確認できる施工前の写真
 - 各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する
- ★次に該当する場合は追加書類が必要
- ア. 4～6ページの添付書類欄に「※1」とある工事の場合
 - 製品名と性能又は効果が確認できる製品カタログ等の写し
 - イ. 併用住宅の場合
 - 住宅各階の平面図（住居部分が1/2以上あるか確認のため）
 - ウ. 増改築・間取りの変更工事の場合
 - 当該工事階の改修前後の平面図
 - エ. 併用住宅の店舗部分改修の場合
 - 事業を営んでいることを証明する書類（すでに事業を営んでいる場合のみ）
 - ・個人事業主：青色（白色）申告書の写し
 - ・法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書
 - 住民票又は戸籍抄本（申請者と事業を営む者が異なる場合のみ）
申請者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが確認できる書類が必要

「実績報告時」に必要な書類

1. 実績報告書（提出期限 令和4年1月31日（月））
 - 申請者の氏名欄は自署する
 - 工事期間は実際に工事を行った期間を記入
 2. 領収書の写し
 - 施工業者が発行し、業者印の押されたもの
 - 宛名が申請者であるもの（宛名は姓・名ともに記載）
 3. 施工中・完了後写真
 - 補助対象とした施工箇所全てが確認できるもの（施工前、施工中、完了後それぞれが比較できるように撮影したもの）
 - 屋根工事の場合
 - ・施工中・完了後ともに補助対象とした屋根面を屋根上で撮影したもの
 - ・申請時に外観写真を提出した場合は、着工前に屋根上で施工前写真を撮影し提出
 - 施工前後で寸法の変わる工事内容（4～6ページの※2）の場合は、メジャーテープ等を用いた計測値が確認できる完了後の写真
 - 各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する
- ★次に該当する場合は追加書類が必要
- ア. 交付申請時に製品カタログ等を提出した場合
 - 実際に使用した材料の写真（製品名の確認できるもの）又は納入場所と製品名が確認できる納品書等
*別紙「一般リフォーム補助金 Q&A」7ページの材料写真例を参照
 - イ. 交付申請時から工事金額が変更になった場合
 - 見積書の写し
 - ・変更した工事の内容が明細で確認できるもの
 - ・作成日の記載があり、業者印の押印されたもの
 - ・工事内容が確認できる明細の付いた請求書でも可
 - ・値引きによる金額変更のみの場合は不要
 - ウ. 転入・転居予定の場合
 - 住民票
 - ・マイナンバーの記載がなく、実績報告時以前3か月以内に発行されたもの
 - ・転入又は転居後の住民票

添付書類については、別紙「一般住宅リフォーム補助金 Q&A」5ページのQ24を参照してください。

補助対象工事

バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化、新しい生活様式に配慮した以下に記載する工事が対象

工事内容ごとに必要な添付書類

※1…交付申請時に製品カタログ等の製品名と性能又は効果が確認できる部分の写しが必要です。

実績報告時に、実際に使用した材料の写真（製品名の確認できるもの）が必要です。

※2…メジャーテープ等による計測値が確認できる施工前（交付申請時）と完了後（実績報告時）の写真が必要です。

工事番号	工事内容	仕様等	添付書類
①浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のユニットバスの取替え工事も対象 ・ユニットバスの取替え工事に併せて給湯器の取替えが必要になる場合のみ給湯器も対象（給湯器の取替えのみは対象外） 	
	その他バリアフリー工事	滑りにくい床材への改修、レバーハンドル、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等が対象 またぎ高さの低い浴槽への取替え工事も対象	※2
②便所の改修	洋式便器への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の洋式便器の取替え工事も対象 ・便器の取替えに伴い手洗い器を設置する場合は手洗い器も対象（手洗い器の取替えのみは対象外） 	
③洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓の洗面台又は水栓への取替え工事が対象	
④台所の改修	システムキッチンの設置・取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス台など一部のみの取替え工事は対象外 ・レンジフードの取替えはシステムキッチンの設置と併せて行うもののみ対象 	
	既存システムキッチンのIHクッキングヒーター（ビルトインタイプ）への取替え工事		
⑤内装の改修	畳の入替え、表替え工事		
	壁・床・天井の張替え、塗装、建具の入替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「F☆☆☆☆」材や国土交通省告示対象建築材料以外（天然材等）での工事が対象 ・建具の襖や障子の張替えは、内装の改修を実施する箇所に限り対象（但し、襖や障子の張替えの金額は内装の改修の金額を超えないこと） ・断熱材の入替え、新規設置は床等の張替えと併せて行うものが対象 	
⑥造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事		
⑦廊下の改修	廊下の幅が広がる工事		※2
⑧階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事		※2
⑨手すりの設置	手すりを設置する工事	安全柵を設置する工事も対象	

工事番号	工事内容	仕様等	添付書類
⑩段差の解消	廊下と居室等、居室間及び玄関の段差を小さくする工事	スロープ（固定するもの）の設置も対象	※2
	段差解消機、階段昇降機又はホームエレベーターの設置工事		
⑪窓の改修	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え工事	窓の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象	※1
	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事		※1
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え工事		※1
⑫出入口の改修	引き戸、吊り戸、折り戸、シングルレバー、バー引き手への取替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存が左記に該当する戸からの改修も対象 ・出入口の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象 	
	改修後の出入口の幅が大きくなる工事		※2
	断熱扉への取替え工事	扉の改修箇所に関し、網戸の設置及び改修も対象	※1
⑬屋根の改修	屋根の葺替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食等の性能のある屋根材が対象 ・耐震、耐風性能のある屋根材（施工方法も含む）も対象 ・断熱材の入替え、新規設置は屋根の葺替えと併せて行うものが対象 	※1
	屋根の塗替工事	<ul style="list-style-type: none"> ・遮熱、断熱、高耐久、高耐候、耐食等の性能のある塗料が対象 	※1
	陸屋根防水シートの張替え又は塗装工事		
	不燃材料の軒裏材への張替え工事		※1
⑭外壁の改修	外壁の張替え工事	<ul style="list-style-type: none"> ・遮熱、断熱、防火、高耐久、高耐候、耐食等の性能のある外壁材が対象 ・断熱材の入替え、新規設置は外壁の張替えと併せて行うものが対象 ・既存の外壁材の上に重ね張りする工事も対象 ・外壁の張替えと併せてシャッター塗装する場合はシャッターの塗装費も対象 	※1
	外壁の塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・遮熱、断熱、防火、高耐久、高耐候、耐食等の性能のある塗料が対象 ・外壁の塗装と併せてシャッター塗装する場合はシャッターの塗装費も対象 	※1

工事番号	工事内容	仕様等	添付書類
⑮雨樋等の改修	雨樋の取替え・塗装工事		
⑯耐震改修	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施 建物全体の耐震補強工事は当市建築・開発審査課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用すること	
⑰躯体の補強	基礎、土台、柱、梁等の補強工事	住宅の構造部分の補強工事が対象	
⑱雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事等が対象	
	雪囲い・風除室の設置工事	風除室は新規での設置又は全体の取替えのみ対象	
	屋根融雪装置の設置工事		
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装工事	実績報告時、写真の他に確認書類（材料・勾配等のわかるもの）の提出を求める場合があります。	※（左記のとおり）
	屋根に雪庇や吹き溜り等ができないようにする工事		
⑲給排水設備等の水廻りの改修	給排水・ガス管等の改修		
	下水道への接続工事		
⑳電気配線等の改修	電気配線、コンセントの取替え工事	壁に埋め込まれ一体となっているものが対象	
㉑増改減築、間取りの変更	居室等の増築、間取りの変更等工事	壁及び天井と一体となって整備される可動式の間仕切り等を設置する工事も対象	
	居室の減築工事	住宅全体を除却するものは除く	
㉒新しい生活様式に対応するための改修 * 右記以外の工事は別紙「一般リフォーム補助金Q&A」を参照	住宅内にウイルスを持ち込まないための工事	・玄関脇に手洗い器の設置 ・タッチレス式水栓への取替え	※1
	住宅内の感染拡大防止のための工事	・換気設備の設置 ・機能性壁紙（抗ウイルス対応の壁紙等）の張替え	※1
	テレワーク又はリモート授業に対応するための工事	テレワーク等のための造り付け家具（机、本棚等）の設置	※1
店舗部分の改修のみ申請可能			
㉓空調設備の改修	エアコンの設置	天井埋め込み型のエアコンのみ対象	

補助対象とならない工事

- ・カーテン、ブラインド等の設置のみのもの
 - ・家具・家電製品等の購入や設置
 - ・外構工事
 - ・シロアリ駆除
 - ・車庫・物置・カーポートの設置、改修工事
 - ・非居住用家屋（車庫・納屋等）を居住用に改修する工事
 - ・壁面の緑化、生垣造成工事等の環境緑化工事
- ※上記内容は補助対象外工事の一例です。

注意事項

施工業者について

施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課までご相談ください。

建設業等を営んでいる者（代表者）が所有し居住している住宅を、自身が営んでいる会社で改修する場合は、補助対象となりません。

補助対象工事について

交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となる場合があります。工事費が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。

補助対象とした工事場所を交付決定後に変更することは、原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、都市政策課にご相談ください。

手続きについて

申請書類の提出は原則、都市政策課への郵送となります。支所では受け付けできませんのでご注意ください。

施工前の写真は交付申請時に提出、施工中・完了後の写真は、実績報告時に提出となります。写真の不足や不明瞭等で施工したことが確認できない場合、補助金が受けられない場合があります。

交付決定後にやむを得ず事業を中止する場合は、中止届出書の提出が必要となります。申請の際は工事内容をよく確認のうえ、事業を中止することがないようにしてください。

※その他、ご不明な点等は問い合わせをいただくか、別紙「一般住宅リフォームQ&A」で問い合わせが多い事例をまとめましたので、ご確認ください。

問合せ先

長岡市 都市整備部 住宅施設課（4月より都市政策課）

所在地：〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト

TEL：0258-39-2265